

# ヤフー労働組合同規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この組合はヤフー労働組合という。

### 第2条（所在地）

この組合の主たる事務所を東京都千代田区神田駿河台 3-6 全電通労働会館 5 階 情報労連内 ヤフー労働組合に置く。

### 第3条（上部団体）

この組合の上部団体は情報産業労働組合連合会（情報労連）とする。

### 第4条（目的）

この組合は組合員の労働条件の維持改善および経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### 第5条（活動）

この組合は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 団体交渉を通じて労働条件の維持改善
- 2 労働協約の締結、改定
- 3 組合員の教養、文化の向上
- 4 組合員並びにその家族の福利厚生共済
- 5 同一目的を有する他団体との協力
- 6 その他この組合の目的達成に必要な事項

## 第2章 組合員

### 第6条（組合員の範囲）

この組合の組合員は原則としてヤフー株式会社および関連企業の従業員とする。ただし、解雇等により、係争中の者はこの限りではない。

また、会社の利益を代表すると認められる地位にある者と認められる者は除く。

### **第7条（資格の平等）**

すべての組合員はいかなる場合にも、人種、信条、性別、性的指向、門地または身分により差別的取扱いを受けることはない。

### **第8条（権利）**

組合員は平等に、次の権利を有する。

- 1 組合員はすべての活動に参加し、また組合の利益を受けること。
- 2 組合のすべての問題に自由に意見を述べ、かつ、議決に参加すること。
- 3 役員に選挙され、これに就任することおよび役員を選挙すること。
- 4 規約に定める手続きを経ずに除名、権利停止等の処分を受けないこと。
- 5 会計の帳簿および組合の書類を閲覧すること。
- 6 役員および機関を弾劾すること。

### **第9条（義務）**

組合員は平等に次の義務を負う。

- 1 規約を遵守し、機関の決定に従うこと。
- 2 所定の組合費および臨時賦課金等を納入すること。
- 3 組合員の資格を失ったときに組合に対する未済債務がある場合は速やかに返済すること。

### **第10条（加入）**

この組合に加入するときは組合所定の方法により組合に申込み、執行委員会の承認を得なければならない。

### **第11条（脱退）**

組合員はこの組合を脱退するときは、その理由を明記して執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。

### **第12条（資格の喪失）**

組合員は次の各項に該当した場合に、組合員たる資格を喪失する。ただし、解雇について、係争が生じた場合は、これが解決するまでその資格を失わないものとする。

- 1 会社と雇用関係が消滅したとき（退職）。
- 2 第6条に規定する非組合員の地位に該当したとき。
- 3 組合を除名されたとき。
- 4 死亡したとき。

## 第3章 組織

### 第1節 役員

#### 第13条（種類）

この組合に次の役員を置く。

執行委員長 1名

副執行委員長 若干名

書記長 1名

執行委員 若干名

監査 2名

#### 第14条（役員の特権義務）

役員はすべてこの規約に定められた職務を忠実に遂行する義務を負い、その職務を他人から妨害されることなく遂行する権利を有する。

- 1 執行委員長 この組合を代表し、組合業務の遂行、財産の管理、その他組合に関する一切の責任を負う。
- 2 副執行委員長 執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記長 日常業務を処理し、その処理にあたる。
- 4 執行委員 執行委員長の指示のもと、個別に割り当てられた職務を担当する。
- 5 監査 役員業務を監査し、業務が適切に行われているか確認する。

#### 第15条（役員の特権）

役員の特権は定期大会から、次期定期大会までとし、再選を妨げない。

- 1 役員に欠員を生じたときは補充することができる。補充役員の特権は、前任者の残任期間とする。

### 第2節 選挙

#### 第16条（選挙方法）

組合役員は代議員の直接無記名投票によって選挙する。

なお、役員選挙については別に定める役員選挙規程による。

### 第3節 機関

### 第17条（種類）

組合に次の機関を置く。

- 1 大会
- 2 執行委員会

### 第18条（大会）

大会は組合の最高決議機関であって、全組合員、または組合員より選出された代議員をもって構成する。

- 1 大会は定期大会と臨時大会とする。
- 2 定期大会は毎年1回10月に催し、執行委員長が期日の14日前に方法、議事項目を示して招集する。
- 3 全組合員の3分の1以上の要求があったとき、並びに執行委員会が必要と認めたときは、臨時大会を招集しなければならない。
- 4 大会代議員は各職場（部または事業所）より選出する。  
選出人数については、下表の各職場の組合人数に対応する。

職場在籍組合員数	選出大会代議員
30人以下	1人
31人以上、50人以下	2人
51人以上	3人

### 第19条（大会付議事項）

以下の事項は大会に付議しなければならない。

- 1 運動方針および年度計画
- 2 予算案および決算報告の承認
- 3 役員選挙
- 4 上部団体の加入および脱退
- 5 組合の解散
- 6 争議行為の開始
- 7 労働協約の締結および改廃
- 8 規約および諸規定の制定、改廃
- 9 組合員の懲戒
- 10 特設した基金の流用
- 11 その他組合の目的達成のための必要な事項

## **第20条（大会成立定数）**

大会は委任状を含め、全組合員、または代議員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立する。

## **第21条（委任）**

全組合員、および代議員は、やむをえない事情で大会に出席できない場合、出席できない理由を付した委任状を議長に宛てて提出することにより、出席したものと見なすことができる。

## **第22条（議決）**

大会付議事項の議決については、全組合員、または出席代議員の過半数の賛成を要し、可否同数のときは議長が決める。

2 議決はすべて直接無記名投票もしくは挙手によるものとする。

## **第23条（議長の選出）**

大会の議長は、全組合員、または代議員の互選により選出する。

## **第24条（執行委員会）**

執行委員会は、組合の執行機関で会計監査を除く役員全員をもって構成し、執行業務について協議決定する。

## **第25条（執行委員会の招集）**

執行委員会は、毎月1回執行委員長が招集して開催する。ただし、次の場合には臨時に開催することができる。

- 1 執行委員3分の1以上の要求があったとき。
- 2 執行委員長が必要と認めたとき。

## **第26条（緊急処理）**

執行委員会は、緊急な事態が発生し、しかも大会を開催することが困難な場合は、大会の議を経ないでこれを処理することができる。ただし、次の大会においてその承認を得なければならない。

## **第4章 会計**

### **第27条（経費）**

この組合の経費は組合費および寄附金その他の収入とする。寄附金を受けるときは執行委

員会の承認を要する。

#### **第28条（組合費）**

この組合の組合費は、以下の2区分とする。

年収300万円以上：2,500円／月

年収300万円未満：1,500円／月

ただし、大会の決議により臨時に組合費を徴収することができる。

#### **第29条（会計年度）**

会計年度は毎年10月1日にはじまり翌年の9月30日に終わる。

#### **第30条（闘争資金の運用）**

闘争資金は大会承認を受けて運用することができる。

#### **第31条（会計監査）**

この組合のすべての会計は、会計年度ごとに書類を作成し、会計監査人の証明書を付して定期大会に報告し、承認を受けなければならない。

### **第5章 争議行為**

#### **第32条（争議）**

争議行為の開始は、全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成がなければ決定することはできない。

### **第6章 統制**

#### **第33条（制裁）**

組合員が次の行為をしたときは、執行委員会の判断により制裁を受ける。ただし、権利停止および除名については、直近の議決機関にて承認を得なければならない。

- 1) 著しく組合の利益を損する行為をしたとき
  - 2) 組合の統制を乱した行為をしたとき
  - 3) 組合の名誉を著しく汚したとき
  - 4) 正当な理由なく組合費を3か月以上滞納したとき
- 2 懲戒の種類は次の三種とする。
- 1) 戒告
  - 2) 権利停止

### 3) 除名

#### 第34条（弁明）

前条の決議に際して、当該組合員はあらかじめ各種機関において弁明の機会を与えられなければならない。

#### 第35条（役員 of 制裁）

役員 of 制裁については第33条、第34条を準用する。

2 役員 of 制裁についての告発もしくは申請があったときは執行委員会または大会で組合員若干名を審査委員に任命し、問題 of 真相を公平に審査し、その報告にもとづいて制裁を決定する。

### 第7章 規約改正と解散

#### 第36条（規約 of 改正）

規約 of 改正は、全組合員、または代議員 of 直接無記名投票による過半数 of 賛成を得なければならない。

#### 第37条（解散）

組合 of 解散は全組合員 of 直接無記名投票による4分の3以上 of 賛成があったときでなければならない。

### 附則

#### 第38条（規程類）

この規約を実施するために必要な規程類は別に作成し大会 of 承認を得なければ効力は生じない。

#### 第39条（施行）

この規約は2012年3月7日より施行する。

- 2 2012年10月14日から一部改正し施行する。
- 3 2014年1月28日からより一部改正し施行する。
- 4 2019年12月10日より一部改正し施行する。
- 5 2023年4月18日より一部改正し施行する。